

文化市民

「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けて、デジタル化の進展などを見据えた地域自治の推進、全ての人が様々な分野で活躍できる共生社会の実現に市民ぐるみで取り組みます。

また、多彩な才能・人材の集積と“交ざり合い”を促進することで京都の文化の未来を創造し、京都の強みである文化の継承・発展、それに加えて、新たな価値を創出します。

引き続き市民生活の安心安全、地域コミュニティの活性化、文化芸術・スポーツの振興を推進し、市民の皆様一人一人が「居場所」と「出番」を実感しながら日々の暮らしと将来に夢と希望を持ち、確かな豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

1 安全対策

(1) 交通安全対策

交通安全対策基本法や京都市交通安全基本条例（平成 25 年制定）及び京都市違法駐車等防止条例（平成 7 年制定）に基づき交通安全の確保及び違法駐車等の防止を図るために、必要な施策を実施しています。

また、京都市交通安全対策会議において、令和 3 年 12 月に「第 11 次京都市交通安全計画」を作成し、交通安全対策の総合的・計画的な推進を図っています。

なお、第 12 次京都市交通安全計画については令和 8 年度中に策定予定です。

ア 交通安全啓発事業

京都市交通安全基本条例（平成 25 年制定）に基づき、交通安全知識を普及し、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルール の 遵 守 と 正 しい 交 通 マ ナ ー の 実 践 を 習 慣 付 け る こ と に よ り、交 通 事 故 の 防 止 の 徹 底 を 図 る た め、各 区 の 交 通 安 全 対 策 協 議 会 等 や 京 都 府 警 察 等 と 連 携 を 図 り な が ら、各 種 の 交 通 安 全 啓 発 事 業 を 実 施 し て い ま す。ま た、各 区 の 交 通 安 全 対 策 協 議 会 等 に 対 し て、補 助 金 の 交 付、物 品 の 支 給 な ど を 行 い、

地域が行う交通安全啓発事業を支援しています。

イ 違法駐車等防止活動

京都市違法駐車等防止条例（平成 7 年制定）に基づき、都心部を中心に、違法駐車等防止指導員（行財政局サービス事業推進室職員）により、違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月 1 回実施するなど、効果的な指導・啓発活動を行っています。また、各区の交通安全対策協議会等に対して、補助金の交付などを行い、地域が行う違法駐車等の防止活動を支援しています。

(2) 生活安全対策

地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、本市、事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする、京都市生活安全条例を平成 11 年 4 月に施行しました。

生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に基づき京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画を策定しています。

令和 8 年 3 月には、令和 8 年度～令和 17 年度までの 10 年間の取組方針を示す京都市生活安全ビジョン（第 4 次防犯・事故防止基本計画）を策定しました。生活安全ビジョンでは、「個々の市民・事業者の防犯力・交通事故防止力の向上」「市民・事業者が主体となった地域における防犯活動の推進」「変化する社会情勢に対応した環境づくり」「犯罪被害等への支援」を施策の方向性に掲げています。

これらに基づき、安心・安全なまちづくりに向けて、学区の安心安全ネットの継続を応援する事業や、学生防犯ボランティアの活動支援などに取り組んでいます。

(3) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進

路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止や健康への影響の抑制を

図り、市民等の安心かつ安全で健康的な生活の確保に寄与するため、平成 19 年 6 月に京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で屋外の公共の場所における路上喫煙等をなくすため、市民等の意識啓発や喫煙者のマナー向上に取り組むとともに、「市内中心部」、「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を路上喫煙等対策強化区域に指定し、路上喫煙等監視指導員による巡回指導や過料処分を行っています。

(4) 犯罪被害者支援策の推進

京都市犯罪被害者等支援条例（平成 23 年 4 月施行）に基づき、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター内に設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、既存の施策の活用や関係機関との連携はもとより、生活資金の給付や住居の提供、こころのケアなど、犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立って、被害直後から中長期にわたって支援しています。また、犯罪被害者が置かれた立場に関する理解を深めるため、京都府や京都府警察等と連携しながら、広報啓発等を実施しています。

(5) 京都市暴力団排除条例の推進

京都市暴力団排除条例（平成 24 年 10 月施行）に基づき、京都府警察との密接な連携の下、本市の事務事業からの暴力団排除を徹底すると同時に、暴力団排除の社会的気運が醸成されるよう広報啓発等を実施しています。

(6) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の推進

平成 26 年 7 月に京都府警察と締結した協定に基づき、市民生活の一層の安心安全の実現とともに、観光旅行者等の安心安全の向上を目指し、「京都が培ってきた文化力や人と人とのつながりを活かし、誰もが安心安全を実感できるまちづくり」に取り組むため、市民、京都市、京都府警察等の連携により、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を協働で実施し、京都ならではの地域力・人間力を活かした市民ぐるみの運動を推進しています。

平成 28 年度からは、全区において取組を展開しており、また、全市的には緊急的な対策を講じる必要のある犯罪に対する取組を実施しています。

令和 3 年 3 月には、第 2 期となる新たな協定を締結するとともに、同年 10 月には、第 2 期運動プログラムを策定し、これまでの推進運動を継続発展させた形で取組を進めています。

そして、令和 8 年 1 月に永続的な協定を締結し、第 1 期、第 2 期の世界一運動で培ってきた取組とその枠組みを継続・発展させ、「だれもが安心してくらせるまち」を実現するため、市民・事業者、市及び府警察それぞれが連携・協働した防犯対策を推進しています。

(7) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の推進

公共の場所における安心かつ安全な通行を確保することにより、市民及び観光旅行者等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資するため、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例を平成 27 年 4 月に施行しました。

この条例に基づき、市内全域で客引き行為等を行うことがないよう事業者の責務を定め、商店会や自治組織とともに客引き行為等に関する啓発等を行うとともに、客引き行為等を全面的に禁止する客引き行為等禁止区域（祇園・河原町区域、東洞院錦小路周辺区域、京都駅北側周辺区域、京都タワービルの敷地の一部、京都あじびる河原町及び河原町 DECK の敷地の一部）では、客引き行為等対策指導員が巡回し、違反者に対する指導、勧告、命令、公表及び過料処分を行っています。

また、公表の範囲の拡大、土地・建物の所有者・管理者等への通知、両罰規定などを盛り込んだ、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例を令和 2 年 4 月から施行し、対策を強化して取り組んでいます。

2 消費生活行政の推進

京都市消費生活条例に基づき、本市の消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である「京都市消費生活ビジョン（第 4 次京都市消費生活基本計画）」（期間：令和 8 年度～令和 32 年度）の下、消費者が安心して安全に暮らせる社会、更には消費者が自分らしい選択をし、誰もが幸せを実感

できる社会の実現に向け、社会経済情勢に応じた消費生活施策を推進しています。

施策の推進に当たっては、国が交付する地方消費者行政強化交付金を活用し、消費者教育・啓発事業や消費生活相談体制の充実を図っています。

(1) 消費者教育・啓発

各種講座・イベント等の開催、出前講座、冊子及び教材の作成・配布、消費者標語の募集、エシカル消費の普及促進、京都市消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動の推進、情報誌の発行、ホームページ・SNS(LINE、X、Facebook)等による情報発信等

(2) 消費生活相談

消費生活相談（契約上のトラブルに関する相談、助言、あっせん等）、多重債務相談

(3) その他

家庭用品品質表示法、製品安全関係四法及び消費者安全法による立入調査、食品表示法（品質事項）による立入検査、物価対策等

3 相談事業（消費生活相談以外の相談事業）

(1) 京都市民法律相談

市民の日常生活の中で起こるあらゆる法律問題について、専門的な立場から相談に応じるために、消費生活総合センター及び区役所・支所地域力推進室で、弁護士会に委託して相談事業を実施しています。

(2) 交通事故相談

交通事故による被害者の救済を目的に、示談の方法や賠償問題などに関して相談を受け、問題解決に向けた助言や情報提供を行っています。

(3) 市政一般相談

市政に関する市民からの要望・苦情・意見・問合せ等に応じるとともに、「市民の声」として取りまとめ、公表することにより、市政への反映を図っています。

(4) その他の相談業務等

上記のほか、京都府行政書士会、京都司法書士会、京都民事調停協会、

日本不動産鑑定士協会連合会、京都府不動産鑑定士協会及び京都不動産研究協会など、関係団体との共催により、各種の相談会やセミナー等を実施しています。

4 文化芸術事業

暮らしの中に文化芸術がいきいきと息づき、人々の豊かな感性が育まれるとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが、まちの活性化につながることを目指して、文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進しています。このような取組を通じて、京都を魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生します。

(1) 「京都文化芸術都市創生計画」の推進

平成 18 年 4 月に施行した「京都文化芸術都市創生条例」に基づき、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として、平成 29 年 3 月に「第 2 期 京都文化芸術都市創生計画」を策定し、文化を基軸に産業、観光、教育や福祉などあらゆる政策分野との融合による新たな価値の創出等に取り組んでいます。

(2) 文化芸術活動基盤の支援

文化芸術総合相談窓口（KACCO）については、文化芸術活動全般に係る助言、カウンセリングをはじめ、資金調達、契約や税務、メンタルケアなど各種相談に幅広く対応することで、芸術家等が京都で活動しやすい環境づくりを目指します。

若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりについては、若手芸術家等からの様々な相談に対応するほか、芸術家に適した物件とのマッチング、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援などに取り組んでいます。

文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業については、多様な背景を持つ人々が共に生きることのできる社会の実現に向けて、相談窓口、実践、人材育成及び普及啓発等の社会課題や困難の緩和につながる取組を実施しています。

文化拠点の活性化事業については、市内のギャラリー、ライブハウス、

クラブ、ミニシアターや小劇場など、人々が交流し、つながることで豊かな文化が生まれる場を、「スモールコミュニティ」の核となる存在として持続・活性化させるため、場のリサーチやツアーの実施等、様々な取組を実施しています。

(3) 文化芸術活動の顕彰・奨励

文化芸術顕彰制度については、永年にわたり本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があった方々を「京都市文化功労者」として表彰しています。また、市民文化の向上のため、活発な芸術活動を展開し、将来を嘱望される新人の方々及び新人育成等に多大の功労があった方々をそれぞれ「京都市芸術新人賞・芸術振興賞」として表彰を行っています。

加えて、文化芸術等に対する市民の関心を高め、その振興に寄与することに功績があった方々を「京都市文化芸術産業観光表彰」（きらめき賞、みらい賞、有功賞）として随時表彰しています。

京都市芸術文化特別奨励制度により、新たな芸術文化の創造と、京都の芸術文化の振興を目的として、若手芸術家等の活動を奨励しています。

京都文学賞については、世界文化自由都市宣言 40 周年を契機に、文学の振興をはじめ「文化都市・京都」の発信や京都の歴史と魅力の再認識、都市格の向上に寄与するため、平成 31 年 4 月に京都文学賞を創設し、京都を題材とする未発表の小説を国内外から公募し、審査、表彰しています。

京都映画賞については、日本映画発祥の地であり、かつて「東洋のハリウッド」と言われた「映画のまち・京都」が培ってきた映画を支える技術の継承が課題となっている中、京都の映画文化の継承と振興を図るため、令和 4 年度に京都映画賞を創設し、京都映画賞会員制度の運営と、作品賞、優秀スタッフ賞の顕彰を行っています。令和 8 年度からは、牧野省三賞の顕彰も行っています。

(4) 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

一流の芸術家を小・中学校等に派遣し、ワークショップ等を実施する「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」と、中学生を対象に、能楽堂等の本格的な舞台で伝統芸能公演を鑑賞する「伝統芸能公演授業（ようこそ和の空間）」、5 歳児を対象に、伝統文化を見て感じる体験型ワークショップを実施する「は

じめまして和の体験」を実施するなど、「伝統文化・文化芸術の担い手支え手育成」の一環として、子どもたちが「本物（ほんまもん）」の文化芸術を体験する機会を提供しています。また、子どもや親子等で楽しめるアート情報を掲載する子ども向けアート情報の総合サイト「KYOTO ART BOX for KIDS」を運営し、子どもたちが容易にアートに関する情報にアクセスできる環境を整備しています。

(5) 伝統文化の価値向上・発信

伝統芸能文化創生プロジェクトについては、伝統芸能に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能を取り巻く課題の改善に取り組むプロジェクトを実施しています。本市の伝統芸能の活性化を図るとともに、文化庁とも連携し、全国の関係機関とのネットワーク構築を推進することで、日本・京都の伝統芸能文化の創生につなげます。

古典の日推進事業について、源氏物語が記録に現れてから一千年を迎えた平成 20 年 11 月 1 日、源氏物語千年紀記念式典を開催し、「古典に親しみ、古典を日本人の誇りとして後世に伝えていく」ことを主旨とする「古典の日」が宣言されました。平成 21 年度からは、京都府・京都商工会議所等と共同で「古典の日推進委員会」を設立し、法制化に向けた署名活動など「古典の日」の定着に向けた取組を推進し、平成 24 年 9 月には、「古典の日に関する法律」が公布及び施行されました。このことを契機として、市民が古典に親しんでいただけるよう、フォーラムや朗読コンテストなど様々な取組を実施しています。

寛永行幸四百年祭では、寛永 3 年（1626 年）、徳川幕府が後水尾天皇を二条城にお迎えし、5 日間に渡って様々なおもてなしを行った「寛永行幸」から 400 年の節目を迎えるに当たり、文化庁連携プラットフォームのプロジェクトとして実施し、「寛永行幸」「寛永文化」をテーマにした各種事業にオール京都で取り組みます。

(6) 国内外のクリエイティブ人材が京都につどい・交じり・創造する仕組みづくり

京都と世界が創造的に滞在・交流する仕組みづくり「*** in Residence Kyoto」については、アーティスト・イン・レジデンスを拡大し、広く、ク

リエイティブな人材を京都に呼び込み、地域とつなげることで、知的交流を促す仕組みをつくるための事業を実施しています。

芸術家等の定住・移住推進事業については、定住・移住に必要な 3 要素「住まい」「仕事」「コミュニティ」及びこれらに関する情報が得られる環境を提供するため、相談事業を継続するとともに、文化芸術関係者向けの市営住宅の整備・活用やジョブフェアの開催等を行います。

カルチャープレナーの創造活動促進事業については、文化芸術に投資する新しい潮流を京都から生み出すためのリサーチや、アワード、交流会等を実施します。「カルチャープレナーの聖地」としてのプレゼンスを高め、創造的な人々が集積することを目指します。

(7) 文化と経済の好循環の創出

京都・文化ファンドレイジング戦略推進事業については、「Arts Aid KYOTO ～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～」、京都市京セラ美術館におけるチャリティオークション、寄付ポータルサイト「Kyoto Art Donation」の運用等により、文化芸術に関する寄付文化の醸成を図り、文化芸術活動を社会全体で支え、持続可能な京都の文化芸術の発展を目指します。

アート市場活性化事業については、まちなかの宿泊施設・商業施設等での展示・販売機会の創出を通じた若手芸術家支援等や市内でのアートイベント開催促進に向けたユニークベニュー情報の発信、若手芸術家の国内外アートイベント招聘に向けたスタジオツアーの実施等により、更なる推進を図ります。

(8) 京都市交響楽団（京響）

昭和 31 年 4 月、日本初の自治体直営オーケストラとして発足しました。

全国で唯一、自治体が設置・運営に責任を持つ楽団として、「定期演奏会」などの自主演奏会や、企業・団体等からの依頼による演奏会のほか、市内各所でのアンサンブル演奏や、ジュニアオーケストラの指導など、クラシック音楽を市民により身近に親しんでもらうための様々な活動も実施しています。

(9) 公立大学法人京都市立芸術大学（京都芸大）

ア 沿革

明治 13 年に京都府画学校として創立され、市立絵画専門学校、市立美術専門学校と変遷を経て、昭和 25 年に京都市立美術大学として開学しました。昭和 44 年 4 月には、美術と音楽を合わせた充実した教育を行い、文化の向上発展に寄与することを目的として、市立美術大学と音楽短期大学を統合し、名称を「京都市立芸術大学」としました。平成 24 年度からは、意思決定が早く、柔軟で自由度が高い大学運営が可能となる「公立大学法人」へ移行し、より魅力ある大学となるよう大学改革を推進しています。

＜現在の学部、教育・研究組織＞

美術学部（美術科、デザイン科、工芸科、総合芸術学科）、音楽学部（音楽学科）、大学院美術研究科修士課程、大学院美術研究科博士（後期）課程、大学院音楽研究科修士課程、大学院音楽研究科博士（後期）課程、日本伝統音楽研究センター、芸術資源研究センター、附属図書館、芸術資料館

イ キャンパスの移転整備

平成 25 年 3 月に、大学法人から本市に対し、施設の狭あい化や耐震不足等の課題の解決を図るとともに大学のさらなる発展を期して、大学の下京区崇仁地域への移転整備を希望する要望書が提出されました。

これを受けて、本市において検討した結果、大学の発展はもとより、京都全体のまちづくりの進展を図り、京都の都市格と魅力の向上につなげる観点から、大学を崇仁地域へ移転整備させる方針を固め、平成 29 年 3 月に、移転整備のコンセプトや事業規模、事業スケジュール等を盛り込んだ「芸術大学移転整備基本計画」を策定しました。同計画に基づき、基本設計、実施設計を行い、建設工事を実施し、令和 5 年 10 月に移転開校しました。

ウ 移転後の展望

京都市で策定した「中期目標」及び芸術大学で策定した「中期計画」に基づき、移転整備により充実した教育環境を活かした世界最高水準の芸術

教育により、世界を視野に社会に貢献する人を育成します。同時に、文化力を活かしたまちづくりを進める京都市の公立の芸術大学として、地域連携や社会貢献を積極的に推進し、教育研究活動の充実と人の育成にもつなげています。これらの取組により、文化芸術の発展及び京都・日本・世界の心豊かで活力ある社会の形成に貢献することを目指しています。

(10) 対話から学ぶ学藝カフェ

対話から学ぶ学藝カフェについては、京都大学や京都市立芸術大学と連携し、大学の貴重な書籍や研究資料等の知的資源に市民が気軽に触れ、学び交流できる場を創出する取組を実施します。

(11) 文化庁連携推進事業

文化庁の京都移転の意義の実現に向け、行政、経済界、文化団体等のオール京都による「文化庁連携プラットフォーム」において、全国のモデルとなるような文化観光コンテンツの造成を目指しています。

文化庁との連携の下、日本の地方創生をけん引する取組を展開していきます。

5 文化財保護事業

本市には、世界遺産をはじめ、全国の国宝の18.9%、重要文化財の14.2%が所在し、府・市の指定文化財等を含めると3,300件以上の文化財があります。

これらの文化財の保存、活用を図るため、本市に権限が委任された記念物の現状変更の許可等と国登録制度の事務をはじめ文化財保護法に基づく指導、市条例による指定、登録、指導や市指定文化財の修理、祇園祭、京都五山送り火の保存、執行に対する補助金の交付などを行っています。

また、埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地内での各種土木工事等に伴う法的申請の受理や指導、法的な手続の必要な範囲を示す遺跡地図の作成のほか、発掘調査、発掘実施の有無を判断する試掘調査、詳細分布調査、出土品の鑑査、その他考古資料の整理及び収蔵、大学や博物館等への貸出、区役所と連携した体験事業、市内民間調査団体の実施する発掘調査の監理検査を行っています。

普及啓発については、文化財に関する講座の実施、文化財ボックス・研究

紀要の発行や、他都市やメディア等への文化財とそのデータの提供等の活動も行っています。

これら文化財保護法や条例に基づく取組に加え、本市独自で世代を越えて伝えられてきた数多くの有形、無形の文化遺産を市民ぐるみで維持・継承・活用する制度を構築しています。

(1) 「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」の推進

平成 31 年 4 月施行の改正文化財保護法により、市町村が文化財の保存活用に関する基本的なアクション・プランとして「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなったことを受け、本市としては初めての文化財保護分野に特化した計画を令和 3 年 7 月に策定し、文化財保護法等に基づく文化財に限らず、広く文化遺産の維持継承に取り組んでいます。令和 7 年度に計画期間の折り返しを迎えたことから中間評価を行い、計画後半期に重点的に推進する項目として「文化財保護の基盤づくり」「文化遺産の維持継承へ向けた機運醸成」「文化遺産の担い手・支え手の裾野拡大」の 3 つを設定し、これらに基づく各施策を推進していくこととしています。

(2) “京都を彩る建物や庭園” 制度

京都の歴史や文化を象徴する有形文化遺産を市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることにより、それらの維持・継承を図るため、平成 23 年度、“京都を彩る建物や庭園” 制度を創設し、これまで 630 件を選定、うち特に価値の高いもの 260 件を認定しました。

(3) “京都をつなぐ無形文化遺産” 制度

無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、市内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという市民的気運を高めるため、平成 25 年度に“京都をつなぐ無形文化遺産” 制度を創設し、これまで「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」の 6 件を選定しました。

(4) 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度

有形・無形を問わず、京都のあらゆる文化遺産をテーマごとにまとめ、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定し、その魅力をより分

かりやすく伝えていくため、平成 27 年度に「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度を創設し、これまで「北野・西陣でつづられ広がる伝統文化」、「山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化」、「世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り」、「明治の近代化への歩み」、「千年の都の水の文化」、「京町家とその暮らしの文化」、「いまでも息づく平安王朝の雅」、「千年の都を育む山と緑」、「京と大阪をつなぐ港まち・伏見」、「京の商いと祇園祭を支えるまち」の 10 件を認定しました。

国指定文化財本市所在件数

(令和 8. 4. 1 現在)

区 分		全国件数	市内件数	全国対比
国 宝	建 造 物	233 件	44 件	18. 9%
	美術工芸品	916 件	173 件	18. 9%
	計	1, 144 件	216 件	18. 9%
重 要 文 化 財	建 造 物	2, 605 件	223 件	8. 6%
	美術工芸品	10, 952 件	1, 704 件	15. 6%
	計	13, 557 件	1, 927 件	14. 2%
重 要 無 形 文 化 財		(個人) 71 件 107 人 (団体) 31 件 31 団体	11 件 11 人 芸 能 6 件 6 人 工芸技術 5 件 5 人	
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		229 件	4 件 祇園祭山鉾 29 基、 六波羅蜜寺の庶民信仰資料、 三宅八幡神社奉納子育て祈願絵馬、 丹後の紡織用具及び製品	
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		342 件	6 件 壬生狂言、京都祇園祭の山鉾行事、 京都の六斎念仏、嵯峨大念仏狂言、 やすらい花、久多の花笠踊	
特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝 特 別 天 然 記 念 物		177 件	15 件	8. 5%
史 跡 ・ 名 勝 ・ 天 然 記 念 物		3, 398 件	117 件	3. 4%

注：重要文化財の件数には、国宝の件数が含まれている。史跡・名勝・天然記念物の件数には、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数が含まれている。
地域を定めず指定されたものは、市内件数に含まれない。
国登録の市内件数 501 件が別途あり。

京都市・府指定・登録文化財件数

(令和 8. 4. 1 現在)

区 分		京 都 市		京 都 府	
		指 定	登 録	指 定	登 録
有 形 文 化 財	建 造 物	80 件	26 件	50 件	7 件
	美術工芸品	237 件	38 件	105 件	2 件
無 形 文 化 財		0 件	0 件	8 件	0 件
民 俗 文 化 財		9 件	63 件	3 件	2 件
史 跡 ・ 名 勝 ・ 天 然 記 念 物		72 件	25 件	6 件	0 件
計		398 件	152 件	174 件	11 件

注：府文化財は、本市に所在するものの件数である。

6 主な文化施設

- ・ 京都市京セラ美術館
(京都市美術館) 昭和 8 年 11 月、天皇御即位の大礼を記念して、「大礼記念 京都美術館」として我が国で 2 番目に開設された大規模公立美術館です。ネーミングライツ制度を導入し、令和 2 年 5 月 26 日に「通称 京都市京セラ美術館」としてリニューアルオープンしました。再整備により、本館に美術館の所蔵品(令和 7 年度末 4,605 点)を四季に合わせて展示するコレクションルームを設置し、新館「東山キューブ」に現代アートに対応する展示室を設置しました。また、平成 12 年度に開館した京都市美術館別館は、約 900 m²の展示スペースを備えています。総入館者数 1,468,652 人(令和 7 年度)
- ・ 動物園 明治 36 年 4 月、大正天皇の御成婚を記念して、我が国で 2 番目に開設された動物園であり、102 種 518 点(令和 7 年度末)の動物を飼育展示しています。多様化する環境教育のニーズに対応するとともに、全国の動物園の中で希少動物の繁殖や研究・教育において、主導的な役割を果たしていくため、令和 2 年 2 月に「いのちかがやく京都市動物園構想 2020～いのちをつなぎ、いのちが輝く動物園となるために～」を策定しました。現在、本構想に基づき、サルワールドの再整備を進めています。入園者数 609,214 人(令和 7 年度)
- ・ 元離宮二条城 1603 年、徳川家康により築城。1867 年、我が国の近代化の幕開けとなる大政奉還が 15 代将軍徳川慶喜により表明されました。昭和 14 年、宮内省(現宮内庁)から本市に下賜されました。全域が史跡の指定を受け、国宝 6 棟、重要文化財 22 棟の文化財建造物と特別名勝に指定される庭園、重要文化財に指定される障壁画 1,016 面を有し、平成 6 年(1994 年)には、世界遺産に登録されました。

現在、二条城を次代へ保存・継承していくために、国宝・二之丸御殿をはじめとする文化財建造物等の本格修理を行

っています。

一口城主募金や MICE のユニークベニューとしての活用も進め、本格修理の財源確保にもつなげています。総入城者数 2,070,892 人（令和 7 年度）

- ・ 歴史資料館 京都の歴史に関する資料の保存と活用を図り、市民の文化の向上及び発展に役立てることを目的として、京都市編さん所を前身に昭和 57（1982）年 11 月に開館しました。資料の収集と調査研究を通じて、成果を展示・閲覧、図書の刊行、歴史講座の開催などにより広く紹介するとともに、メディアや研究者などへの重要文化財を含む資料の貸出や利用許可など管理業務を行っています。また、広く京都の歴史に関する質問や相談を受け付けています。入館者数 18,497 人 質問・相談者数 415 人 歴史講座等参加者数 579 人 資料利用許諾等件数 136 件（令和 7 年度）
- ・ 京都芸術センター 元明倫小学校（明治初期設立、昭和 6 年改築）を活用し、京都における芸術の総合的な振興を図るために、京都芸術センターを平成 12 年 4 月に開設しました。センターでは多様な芸術に関する活動を支援し、情報を広く発信するとともに、国内外の芸術家の交流、芸術家と市民との交流を図ることを目的として、様々な事業を展開しています。
- ・ 京都コンサートホール 世界文化自由都市宣言の理念を音楽の分野で具体化する施設として平成 7 年に開館しました。

京都市交響楽団の活動拠点であり、また海外の著名なオーケストラの公演など様々な事業を開催しています。

今後、長寿命化に向けた大規模改修を予定しています。
- ・ ロームシアター京都（京都会館） 昭和 35 年 4 月、文化芸術の創造及び振興による市民の豊かな生活の形成に資するため、また市民に憩いの場を提供することを目的に京都会館として設置。ネーミングライツを導入して再整備を進め、平成 28 年 1 月にリニューアルオープンしました。

- ・ 無 鄰 菴 明治・大正時代の元老山県有朋の別荘として、明治 30 年頃に完成しました。庭園は、山県自身が設計監督し、七代目小川治兵衛が作庭したもので、国の名勝に指定されています。洋館は、日露開戦直前の我が国の外交方針を決めた「無鄰菴会議」が開かれたことで有名です。入園者数 63,535 人（令和 7 年度）
- ・ 考古資料館 大正 3 年に本野精吾の設計により西陣織の陳列を目的として建築された「旧西陣織物館」を、昭和 54 年 11 月、京都市の埋蔵文化財の発掘・調査・研究の成果を展示公開して普及啓発を図るための施設に改装して開館し、令和元年度に開館 40 周年を迎えました。皇室、公家、武家、本社・本山級の社寺等に直接関連する遺跡から発見された出土文化財が揃う全国有数の資料を所蔵しており、本市の歴史を旧石器時代から近代まで学ぶことのできる市内唯一の施設です。また、考古資料館の建物は、近代主義建築の先駆的作品として京都市登録文化財になっています。入館者数 19,941 人（令和 7 年度）
- ・ 史跡岩倉具視幽棲旧宅 「維新十傑」に数えられる幕末・明治の政治家、岩倉具視（1825～83）が一時隠れ住んだ住宅です。史跡内には、主屋、附属屋、繋屋といった当初から残る建築物の他に、遺髪碑や具視の遺品類を収蔵するために建設された対岳文庫（国登録有形文化財）などがあります。平成 20 年から 4 箇年をかけて本格的な修理を行い、平成 25 年に財団法人岩倉公旧跡保存会から収蔵品を含めて寄付を受け、その後一般公開を開始しました。入場者数 4,582 人（令和 7 年度）
- ・ 重要文化財 日本三大財閥でもある三井北家（本家）が別邸として建てたもので、明治 13 年（1880）に建築した木屋町別邸（三条木屋町）の主屋を大正 14 年（1925）に移築し、玄関棟を増築し完成させたものです。平成 23 年 6 月に重要文化財に指定され、同年 10 月に本市が管理団体となりました。平成

24 年から 4 箇年をかけて本格的な修理を行い、平成 28 年 10 月 1 日から一般公開を開始しました。入場者数 45,706 人（令和 7 年度）

このほか、円山公園音楽堂、京都市文化会館（5 館）、久世ふれあいセンター、文化財建造物保存技術研修センター、京北文化遺産センター等があります。

7 区政推進

(1) 区役所、区役所支所及び区役所出張所の設置

政令指定都市である本市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、条例で市域を分けて区を設け、区の事務所として次のとおり設置しています。

区役所 11 区役所支所 3 区役所出張所 14

(2) 区政の在り方

本市では、令和 8 年度から令和 17 年度までを計画期間とする「京都市地域コミュニティと市民参加に関するビジョン」を策定し、地域コミュニティの活性化と市民参加の取組を一体的に推進しています。

本ビジョンでは、「人と人とのゆるやかなつながりの中で、それぞれの場面や事情に応じて参加できる『余白』があり、『このまちが好き』『自分たちのまちは自分たちでつくる』という想いを持つ人たちで溢れるまち」を未来像に掲げ、「つながる」「支え合う」「創り合う」を目指す姿として、市民や多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めています。

令和 7 年 4 月には、区役所・支所と局等が組織の垣根を越えて市民や地域の多様な主体のつながり・むすびつきを形成・促進し、ともに政策を磨き上げる結節点となる枠組みとして、地域コミュニティ H u b を設置しました。各区役所・支所において、地域ニーズ・課題・資源を積極的に把握し、政策の立案・提言や地域資源を活かしたつながり・支え合いの取組を進めています。

さらに、令和 3 年 11 月に策定した「スマート区役所構想」に基づき、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を念頭にデジタルデバイドに配慮しながら、市民サービスの向上と業務の効率化を推進するとともに、

市民に最も身近な行政機関として、多様な主体との連携の下、区民が主役のまちづくりを推進しています。

(3) 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり

「区H u bによるまちづくり推進事業」

平成 24 年度に「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という地域主体のまちづくりを、区長・担当区長の権限の下、市民に最も身近な区役所・支所がしっかりと支えていく協働の仕組みとして、本事業を創設しました。

令和 7 年度は、区民が自ら企画・実践する「区民提案事業」において 157 件の活動に対して支援したほか、区民と区役所・支所が協力、協働して取り組む事業を含め、本事業全体で 178 事業を実施するなど、各区基本計画の下、本市のあらゆる施策のベースとなる「地域力」の強化に向けた取組を推進しています。

(4) 市民サービスの向上

本市では、マイナンバーカードや電子証明書の更新をはじめとする、マイナンバーカードに係る手続の需要増に対応するため、平日夜間や土・日曜日にも手続が可能な「京都市マイナンバーカードセンター（下京区総合庁舎内）」や市内いずれの区役所・支所でも手続が可能な「マイナンバーカード交付コーナー」において、各種手続を取り扱っています。

マイナンバーカードを活用した取組として、令和 5 年 2 月からマイナポータルを通じたオンラインによる転出届のサービスを開始しています。令和 6 年 10 月には各種証明書交付の電子申請の対象を拡充し、従来の住民票の写し及び印鑑登録証明書に加え、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票、住民票記載事項証明書及び身分証明書の申請を受け付けています。また、同月からはコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、全ての区役所・支所へ同様の機能を提供する行政キオスク端末を設置するとともにその操作を支援する案内員を配置しています。令和 7 年度からはこの案内員の役割を、区役所・支所における戸籍や住民基本台帳に関する手続の支援へ拡充しています。

このほか DX の取組として、全ての区役所・支所において、令和 6 年 3 月

には高齢者、聴覚障害のある方及び外国籍の方等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、話した言葉がスクリーンに表示される字幕表示システムを導入、令和 6 年 10 月には目的の窓口を簡単なタッチ操作で案内する外国語対応のデジタル庁舎案内表示を設置しました。また、令和 7 年 6 月には電話混雑の改善及び 24 時間 365 日行政情報が入手可能なシステム構築を目的として、各区役所・支所の代表電話番号等で自動音声応答（IVR）電話サービスを開始、同月、士業者が職務上請求を郵送で行う場合の証明書交付手数料の支払い方法にクレジットカード決済を導入、令和 8 年 3 月には、各行政区のホームページをスマートフォンからも見やすくなるよう表示やデザインをリニューアルしました。

(5) 市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業

本市では、継続する物価高に対する市民生活の応援と市内での消費喚起・地域経済の活性化のため、国の重点支援地方交付金を活用し、京都市公式アプリを用いて、市民 1 人につき 5,000 円相当分の市内店舗で利用できる「京都ポイント（きょうぽ）」（京都市デジタル地域ポイント）の給付に令和 8 年 8 月から取り組んでいます。

また、スマートフォン等の操作に不慣れな方やお持ちでない方への対応として、区役所・支所や商業施設等に支援窓口を設置し、京都市公式アプリの使い方に関する支援や、5,000 円相当の現物支給の申請を受け付けています。

8 地域振興

(1) 地域コミュニティ活性化策の推進

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題の解決に向けた支援やマンション等の開発に当たり、地域と事業者があらかじめ、自治会・町内会への加入等に関して協議していただく「転入者地域交流支援制度」の運用、チラシ等による啓発、地域活動助成など自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティ活性化に総合的に取り組んでいます。

また、令和 8 年 3 月に策定した「京都市地域コミュニティと市民参加に

関するビジョン」の下、地域 ICT プラットフォームの構築による地域活動の負担軽減や、共同住宅居住者と地域との交流促進、多様な主体との連携促進をはじめ、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めています。

(2) 市政協力委員制度

本市では、市政の円滑な運営と行政能率の向上を図るため、昭和 28 年から市政協力委員設置規則を制定して市政協力委員を置いています。

委員は、担当区域ごとに適当な者を市長が委嘱し、次の事項について市に協力することを任務としており、任期は 1 年となっています。(市政協力委員数 8,067 人 (令和 8 年 4 月 1 日現在))

ア 広報物の配布・回覧

(ア) 市民しんぶんの配布

(イ) ポスターの掲示

(ウ) パンフレット、チラシの回覧

イ 市民の要望の取次ぎ

ウ その他区長が特に必要と認める事務

また、市政への理解を深め、区民の要望や地域の課題を把握するため、市政協力委員の各学区会長と区長との懇談会等を開催しています。

(3) 地縁による団体の認可

地方自治法第 260 条の 2 により、自治会・町内会は、一定の要件を満たしていれば、「地縁による団体」として法人格を取得でき、所有している不動産等の財産を自治会・町内会名義で登記することができます。認可申請手続の相談、申請受付を区役所・支所で行っています。

(4) 集会所新築等補助金の交付

住民の福祉の向上に寄与するため、自治会・町内会等が行う集会所の新築、増築、改築又は修繕に要する経費の一部を補助しています(昭和 46 年度から実施)。また、令和 5 年度から、寄付金の活用が可能となるよう制度を拡充するとともに、令和 8 年度からは、寄付金による補助金と本市からの補助金との併用を可能としています。

(5) ちびっこひろばの維持管理

子どもたちの健全な育成と地域コミュニティの形成を図るため、市民自

ら土地を確保し、維持管理を行うことを前提として、遊具の助成、維持管理のためのフェンス等の補修を行っています（昭和 42 年度から実施、令和 8 年 5 月末 168 箇所）。

9 北部山間地域の振興

豊かな森林や清らかな水源に抱かれた自然に恵まれ、平安京遷都以来、都の暮らしを支えてきた伝統、文化、温かい地域コミュニティが息づく本市の北部山間地域の暮らしを、将来へと引き継いでいくためには、高齢化や人口減少に歯止めをかける必要があります。

平成 28 年度には、地域と協働して活性化に取り組む「北部山間かがやき隊員」を配置するとともに、都市部に近接し、便利な田舎暮らしができる北部山間地域の「魅力発信」をはじめ、「移住相談」、「地域の取組支援」、「お試し居住体験」、「定着支援」という流れにより、移住を促進するための取組を総合的に進めています。

また、令和 3 年度には、元京北第一小学校を活用したテレワーク拠点「京都里山 SDGs ラボ ことす」を開設するなど、京北地域及び北部山間地域の持続的発展に向け、北部山間かがやき隊員とも連携しながら、取組を強化しています。

10 京北地域の活性化

本市では、平成 14 年 11 月に旧京北町から編入合併の申出を受けて「京都市・京北町合併協議会」（法定協議会）を設置し（平成 15 年 10 月）、合併に向けた具体的な協議を経て、平成 17 年 4 月 1 日に合併するに至りました。

旧京北町が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であったことから、同法による特例として、合併後も当該地域が過疎地域とみなされ、「京都市過疎地域自立促進計画（平成 17～21 年度、平成 22～27 年度、平成 28～令和 2 年度）」を策定し

令和 3 年度以降は、新たに施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいて、「京都市過疎地域持続的発展計画（令和 3～8 年度）」を策定し、当該計画に基づく事業を進めています。

11 市民活動支援

市民主体のまちづくりを進めるため、NPO 法人等の市民活動団体の自主的・自律的な活動を支援しています。

(1) 市民活動総合センターの運営

NPO やボランティア団体等による公益的な市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図るための拠点施設として、「市民活動総合センター」を設置しています。センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供・各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図っています。

(2) いきいき市民活動センターの運営

市民の公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供できる施設として、平成 23 年 4 月に「いきいき市民活動センター」を設置しました（市内 12 箇所(令和 8 年 4 月 1 日現在)）。センターでは、活動場所や機会の提供のほか、市民の公益活動に資する情報の発信、市民活動の活性化を目的としたイベントや市民活動を支援するための講習会等を実施しています。

(3) NPO 法人の認証・認定事務

特定非営利活動促進法（NPO 法）の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証事務及び NPO 法人の税制上の優遇措置に関する認定事務が、指定都市に移譲され、京都市内にのみ事務所が所在する NPO 法人については、これらの事務を本市が行っています。また、NPO 法人の設立や認定 NPO 法人への移行に向けた、きめ細かな対応により、NPO 法人の活動を側面から支援しています。

（京都市所管の NPO 法人数 813 法人（令和 8 年 6 月 30 日現在））

12 参加と協働による市政運営

参加と協働によるまちづくりを進めるため、平成 13 年 12 月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに、平成 15 年 8 月には、市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進

条例」を施行しました。

その後、5年度ごとに市民参加推進計画の策定又は改定を行い、現在は、京都市市民参加推進計画、京都市地域コミュニティ活性化ビジョン及び各区基本計画の通底部分を統合した「京都市地域コミュニティと市民参加に関するビジョン」(令和8年4月～令和18年3月)に基づき、取組を進めています。

目指す姿①「つながる」については、これまで情報が届いていなかった層を意識した SNS 等での情報発信や、身近な公共空間を多様な世代の居場所や地域の交流拠点等として活用するなど、「気軽さ」や「楽しみ」をきっかけに参加できる機会や場づくりを進めるとともに、参加やつながりの入口の拡大等に取り組んでいます。

目指す姿②「支え合う」については、つなぎ手人材育成研修による「結節点」となる人材づくりを進めるとともに、地域コミュニティ H u b の枠組みを活かした多様な主体との連携により、地域住民の居場所と出番が生まれる場づくり等のコーディネートを進めており、つながりや役割が循環し、多層的な支え合いが行われる社会の実現に向けて取り組んでいます。

目指す姿③「創り合う」については、狭義の学問・学術・文化に限らない幅広い分野の「学藝」の魅力や価値に触れられる、夢中になれる学び合い・教え合いを通じたゆるやかでひらかれたつながりの創出や、市民の積極的な市政への参加につながるよう、パブリック・コメントや附属機関への市民公募委員の登用などの市民参加制度の着実な運用を図るなど、公・共・私の垣根を低くし、あらゆる主体が連携・協働しながら、市政を推進し、まちづくりに取り組んでいます。

13 人権文化の推進

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、LGBT 等の様々な人権課題の解決には、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」の構築が必要であるとの考えの下、人権尊重の意識の高揚を図り、市民や企業等と共に人権課題の解決に向けた取組を積極的に進めるための事業を展開しています。

(1) 人権文化の構築

ア 京都市人権文化推進計画の推進

人権文化の構築に向けた取組を総合的、効果的に推進するため、平成 27 年 2 月に人権施策の基本方針等を示す京都市人権文化推進計画を策定し、人権文化の息づくまちづくりの推進を図っています。計画期間の中間年に当たる令和元年度には、計画策定後の社会状況の変化等を踏まえた見直しを行い、令和 2 年 3 月に改訂版を策定しました。改訂版の計画期間は令和 6 年度末までとしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大による一時的な社会変容の影響や人権関連の法律施行等の状況を考慮し、計画期間を 3 年延長（令和 9 年度末まで）するとともに、令和 7 年度から 9 年度までの本市の人権施策を示す「京都市人権文化推進計画（追補版）」を、令和 7 年 4 月に策定しました。引き続き、計画に掲げる取組を推進していきます。

イ 人権文化推進会議

本市における人権文化の構築に関する施策を総合的に進めるため、人権文化推進会議を設置し、庁内の連絡、調整を行っています。

ウ 公益財団法人世界人権問題研究センター

人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究を行い、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究に寄与することを目的として、市、府及び商工会議所の出えんにより、平成 6 年 11 月に設立されました。

センターでは、5 つのプロジェクトチームにおいて、それぞれ「インターネットと人権・情報空間に関する憲法問題」、「共に生きる地域研究の可能性」、「子どもの人権」、「性的マイノリティと人権」、「ビジネ

スと人権」をテーマとした共同研究が行われているほか、6 つの登録チームにおける共同研究や個人研究が行われています。

令和 5 年 10 月に京都市立芸術大学新キャンパス内に設置された「学外連携・政策連携スペース」に移転し、これまでの取組に加えて、京都芸大等との連携により、共生社会の実現に資する取組・発信を行っています。

(2) 人権啓発事業

市民一人一人が、自らの人権の大切さと、全ての人々の人権を尊重することの重要性を認識し、そのことにより、日常生活の中での考え方や行動が人権尊重の精神に基づいたものとなることを目的として、①行政が市民に働き掛ける「広報」、②市民との協働による「学習機会の提供」及び③市民の「自主的な取組の支援」の 3 つの視点から様々な人権啓発事業に取り組んでいます。

＜主な人権啓発事業＞

- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行や SNS の活用による人権に関する情報発信
- ・ 「人権の花」運動の実施
- ・ 区役所・支所等における啓発活動の実施
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催
- ・ 人権啓発活動補助金の交付
- ・ 人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営

14 地域改善対策奨学金等の返還事務

平成 20 年 8 月に提出された「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」の中間報告を踏まえ、同年 12 月に自立促進援助金制度を廃止して、「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」を制定し、奨学金等の返還事務に取り組んでいます。

15 男女共同参画の推進

(1) 「京都市男女共同参画推進条例」に基づく施策の推進

京都市男女共同参画推進条例（平成 15 年 12 月制定）及び「京都市男女共同参画計画」に基づき、本市、市民、事業者の連携・協力の下、「男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる」男女共同参画社会の実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

令和 8 年 3 月には、第 6 次計画を策定し、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善、DV 対策や困難な問題を抱える女性への支援などの男女共同参画の推進を通じて、「誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現」及び「あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現」を基本目標に掲げ、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」を目指し取組を推進しています。

(2) 男女共同参画センター（ウィングス京都）の運営

男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、平成 6 年 4 月に開設しました。地上 4 階地下 2 階建てで、イベントホール、会議室、セミナー室、図書情報室、相談室などを備え、多彩な事業に積極的に取り組んでいます。

また、ホームページやメールマガジンのほか、SNS 等を活用し、市民の方々への情報の提供に努めています。

今後の方針としては、男女共同参画や女性活躍に資する機能の充実を図りながら、施設認知度の更なる向上、幅広い世代の利用促進に向け、民間活力も取り入れながら魅力あふれる、より開かれた公共施設としていきたいと考えています。

これに向けては、施設のレイアウトを見直すことで、3 階に併設する中央青少年活動センターとの連携も取りやすく、より効率的・効果的な事業展開や相乗効果を発揮していくとともに、隣接する御射山公園や高倉小学校など、多様な地域の主体との連携も目指していきます。

(3) DV 対策の強化

平成 23 年 10 月に開設した京都市 DV 相談支援センターを DV 対策の中核的施設として位置付け、児童相談所や保健福祉センターなど様々な関係機関と連携の下、初期の相談から自立支援まで、切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、民間シェルターに対する助成や若年層向けの DV 予防啓発、DV をはじめとする様々な問題に悩んでおられる男性を対象とした「男性のための相談」など、様々な取組を引き続き実施し DV 対策を総合的かつ計画的に推進しています。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援の強化

女性が抱える課題が多様化・複雑化する中、令和 6 年 4 月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を契機として、様々な困難を抱える女性の包括的な支援を行う「京都市女性のための相談支援センター（愛称：みんと）」を開所し、本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携して一人一人のニーズに応じた支援を行っています。令和 7 年度は、特に若年女性について、問題が深刻化する前の早期発見から必要な支援につなぎ、自立して暮らすことができるよう、民間団体と連携し、「アウトリーチ支援」、「居場所の提供」、「自立支援」をセットで行う 3 年間のモデル事業に着手しています。また、「みんと」と「DV 相談支援センター」を合わせた体制強化、民間シェルターへの補助金の拡充により女性支援の充実に取り組んでいます。

(5) 仕事と家庭、地域活動が調和できる男女共同参画を通じたウェルビーイングの推進

性別に基づく固定的な価値感や行動規範の解消や、就業環境の改善などを通じて、「誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらすウェルビーイングな社会」を目指します。

併せて、地域女性活躍推進交付金を活用し、より一層女性の活躍を推進することで、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいます。

16 勤労者福祉対策

勤労者の福祉の向上と経済的安定を図るため、勤労者教育事業（京都労働学校を運営する公益社団法人京都勤労者学園と共催）、近畿労働金庫に資金を預託し勤労者へ低利で融資を行う労働者金融対策事業等の施策を行っています。

また、勤労者情報ホームページ「さわやかわーく～京都市・働く人の情報サイト～」により、労働関係法令や労働相談事例など労働に関する基本的な情報の提供に努めています。

17 スポーツ振興

(1) 市民スポーツ振興計画の策定・推進

本市では、「市民スポーツの振興」を市政の重点施策の一つとして位置付け、平成 23 年 3 月に「スポーツの絆が生きるまち推進プランー京都市市民スポーツ振興計画ー」を策定以降、「する」「みる」「支える」のそれぞれの観点から、市民スポーツの振興に取り組んできました。平成 27 年度には、計画策定後の社会状況の変化等を踏まえた中間見直しを行い、令和 3 年度には、国の第 3 期スポーツ基本計画の検討状況やウイズコロナ・ポストコロナを見据えた課題に対応する施策を追加し、計画期間を令和 7 年度まで延長しました。

また、現行計画が終期を迎えるに当たり、次期計画については、市政の基本方針である京都基本構想や、国の次期スポーツ基本計画の内容を踏まえた計画とする必要があるため、現行計画を令和 8 年度まで期間を再延長し、現在、令和 9 年度を始期とする次期市民スポーツ計画の策定に向けた検討作業を進めています。

(2) 市民スポーツの振興

ア 京都市体育振興会連合会等との連携・協働

イ 市民スポーツフェスティバルの開催

ソフトボール、バレーボール、リレーカーニバル、グラウンド・ゴルフ、ジョギング、ソフトバレーボール、モルック、スクエアボッチャ

ウ 小・中学校夜間校庭開放によるスポーツ活動の推進

小・中学校校庭に設置している夜間照明設備の利用促進及び老朽化に

伴う改修工事を順次実施しています。

エ 京都市スポーツ推進委員会による市民スポーツの普及・振興

オ 京都マラソンの開催

市民スポーツの振興はもとより、京都の魅力の国内外への発信、京都のまちの活性化に寄与するなど、大きなメリットが期待される事業として京都マラソンを開催しています。

第 16 回大会となる令和 8 年度「京都マラソン 2027」も引き続き安心安全な大会運営に取り組み、走る人も、走らない人も、今まで以上に京都マラソンに関与いただける大会となるよう取り組んでまいります。

カ 競技スポーツ強化振興事業の実施

公益財団法人京都市スポーツ協会に加盟する競技団体における競技力の向上を図るため、支援を行っています。

キ 京都市スポーツ表彰の実施

スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、競技力の向上及び市民スポーツの振興などに顕著な業績があった方に対し、その栄誉を称えるため表彰しています。

(3) 京都スポーツの殿堂事業

京都ゆかりのトップアスリート等の功績を讃える「京都スポーツの殿堂」を創設しており、令和 7 年度までに殿堂入り者 45 名、特別功労者 9 名、団体特別表彰 3 団体を表彰しています。

殿堂入りされた方には、これまでの経験や技術を広く市民等に伝える「伝道事業」を実施いただいているとともに、京都スポーツの殿堂ホール（西京極総合運動公園内）において、ゆかりの品々を展示公開しています。

(4) ワールドマスタースゲームズ 2027 関西

ワールドマスタースゲームズは、World Masters Sport が 4 年ごとに主宰する、概ね 30 歳以上のスポーツ愛好者なら誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会です。関西広域（13 府県政令市）を舞台に過去最大規模となる国内外 5 万人の参加を目標としています。2021 年にアジア圏で初めて開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2027 年 5 月に延期となりました。

本市では、開会式及び4競技（陸上競技（トラック&フィールド）、バドミントン、空手道、スカッシュ）を開催する予定です。

(5) スポーツ施設の整備

ネーミングライツ、PFI等の民間活力の導入を更に促進することで、競技・観戦環境の維持向上に努めます。

(6) 本市のスポーツ施設

- ・ 西京極総合運動公園 たけびしスタジアム京都（陸上競技場兼球技場）、東寺ハウジングフィールド西京極（補助競技場）、わかさスタジアム京都（野球場）、大興設備開発 京都アクアリーナ（メインプール（5月～9月）、飛び込みプール（5月～9月）、サブプール、アイススケートリンク（メイン・サブとも11月～3月）、アーチェリー場、フィットネスルーム）を持つ総合運動公園です。
- ・ 体育館 にっしんでんきアリーナ京都（京都市体育館）、横大路運動公園体育館、宝が池公園運動施設体育館（3箇所）
- ・ 武道センター 我が国最古の演武場であり、国の重要文化財（建築物）に指定されている旧武徳殿をはじめ、近代設備を備えた主競技場、補助競技場、弓道場、相撲場を設置しています。
- ・ 地域体育館等 左京地域体育館、中京地域体育館、東山地域体育館、山科地域体育館、下京地域体育館、吉祥院地域体育館、久世地域体育館、右京地域体育館、桂川地域体育館、醍醐地域体育館、伏見東部地域体育館、伏見北堀公園地域体育館、伏見北部地域体育館、市民スポーツ会館、黒田トレーニングホール、京都市こども体育館、京都市北文化会館、京都市障害者教養文化・体育会館、ウィングス京都（スポーツルーム）、京都市障害者スポーツセンター（20箇所）
- ・ 硬式野球場 わかさスタジアム京都（再掲）、横大路運動公園野球（3箇所） アイアイ伏見桃山スタジアム（伏見桃山城運動公園野球

場)

- ・ 軟式野球場 岡崎公園野球場、一乗寺公園野球場、東野公園野球場、
(9箇所) 吉祥院公園野球場、上鳥羽公園野球場、牛ヶ瀬公園野球場、三栖公園野球場、宇治川公園野球場、山科中央公園野球場
- ・ 野 球 場 兼 横大路運動公園野球場兼運動場、岩倉東公園野球場兼運
運 動 場 動場、朱雀公園野球場兼運動場、勧修寺公園野球場兼運
(9箇所) 動場、殿田公園野球場兼運動場、小畑川中央公園野球場
兼運動場、伏見公園野球場兼運動場、伏見桃山城運動公
園野球場兼運動場、京北運動公園野球場兼運動場
- ・ 運 動 場 兼 桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場
ソフトボール場
(1箇所)
- ・ テニスコート 宝が池公園運動施設テニスコート、岡崎公園テニスコ
(9箇所) ート、勧修寺公園テニスコート、桂川緑地久我橋東詰公
園テニスコート、西院公園テニスコート、小畑川中央公
園テニスコート、三栖公園テニスコート、京北運動公園
テニスコート、山科中央公園テニスコート
- ・ 洋 弓 場 横大路運動公園洋弓場、大興設備開発 京都アクアリー
(2箇所) ナ(アーチェリー場)(再掲)
- ・ 球 技 場 宝が池公園運動施設球技場、SBS ロジコム吉祥院公園球
(4箇所) 技場(吉祥院公園球技場)、桂川緑地久我橋東詰公園第 1
球技場、下鳥羽公園球技場
- ・ 少年サッカー場 桂川緑地久我橋東詰公園第 2 球技場
(1箇所)
- ・ フットサル場 大和ハウスパーキング京都市宝が池フットサルコート
(2箇所) (宝が池公園運動施設フットサルコート)、桂川緑地久我
橋東詰公園第 3 球技場
- ・ アーバンスポーツパーク 宝が池公園運動施設(アーバンスポーツパーク(メイ
(2箇所) ンパーク、ミニパーク))、火打形公園(スケートボー

ドパーク)